

平成 2 3 年度第 2 回 自動車検査員教習試験問題

(基礎法令 ・ 整備関係法令)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【注意事項】

- 1 . 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
- 2 . 試験時間は 7 5 分間です。
- 3 . 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
- 4 . 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
- 5 . 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
- 6 . その他、試験員の指示に従って受検すること。

問題 1 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令に規定されている事項に関して述べたものである。各文の【 】～【 】のあてはまる字句の組合せとして適切なものを選び、その記号を記入しなさい。

1 . この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての【 】を行い、並びに【 】及び公害の防止その他の【 】並びに整備についての【 】を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア	証明等	快適性の確保	温暖化の防止	技術の向上
イ	公証等	安全性の確保	環境の保全	技術の向上
ウ	公証等	快適性の確保	環境の保全	新技術の発展
エ	証明等	安全性の確保	温暖化の防止	新技術の発展

2 . この法律に規定する普通自動車、【 】、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び【 】並びに原動機の【 】及び総排気量又は【 】を基準として国土交通省令で定める。

ア	小型自動車	車両重量	規格	馬力
イ	小型自動車	構造	種類	定格出力
ウ	乗用自動車	構造	規格	馬力
エ	乗用自動車	車両重量	種類	定格出力

3 . 何人も、国土交通大臣若しくは【 】者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車【 】は、これを取り外してはならない。ただし、【 】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定める【 】事由に該当するときは、この限りでない。

ア	番号標交付代行	登録番号標	新規検査	特異な
イ	封印取付受託	登録番号標	整備	やむを得ない
ウ	番号標交付代行	車両番号標	整備	特異な
エ	封印取付受託	車両番号標	新規検査	やむを得ない

4．何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を【 】し、その他車台番号又は原動機の型式の【 】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【 】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条の規定による【 】を受けたときは、この限りでない。

ア	塗まつ	同一性確認	新規登録	命令
イ	まつ消	同一性確認	整備	指導
ウ	まつ消	識別	新規登録	指導
エ	塗まつ	識別	整備	命令

5．自動車は、【 】又は【 】について、国土交通省令で定める【 】又は公害防止その他の環境保全上の【 】に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

ア	乗車定員	最大積載量	保安上	技術基準
イ	構造	装置	保安上	技術基準
ウ	乗車定員	装置	安全上	保安基準
エ	構造	最大積載量	安全上	保安基準

6．法第40条から第42条まで、第44条及び第45条の規定による【 】又は公害防止その他の環境保全上の【 】(以下「保安基準」という。)は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に【 】であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより【 】又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

ア	安全上	保安基準	安全	整備事業者
イ	保安上	技術基準	安全	製作者
ウ	保安上	保安基準	快適なもの	整備事業者
エ	安全上	技術基準	快適なもの	製作者

7. 自動車は、自動車検査証を【 】、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を【 】しなければ、運行の用に供してはならない。

また、検査標章は、当該自動車検査証がその【 】を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは【 】の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に【 】してはならない。

ア	備え付け	備え付け	有効期間	構造等変更検査
イ	備え付け	表示	効力	構造等変更検査
ウ	保有し	表示	有効期間	予備検査
エ	保有し	備え付け	効力	予備検査

8. 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の【 】を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに【 】され、又は自動車検査証返納証明書に【 】された構造等に関する事項について【 】があつたときは、その効力を失う。

ア	返付	登録	記載	書換
イ	交付	記録	記載	変更
ウ	返付	記録	格納	変更
エ	交付	登録	格納	書換

9. 自動車の【 】が法第62条第2項の継続検査（第67条第4項において準用する構造等変更検査の場合を含む。）の規定により自動車検査証の【 】を受けようとする場合（検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の【 】にあつては、第62条第2項の規定により自動車検査証の【 】を受けようとする場合に限る。）には、当該自動車の【 】は、当該自動車の【 】が当該自動車について現に自動車税又は【 】の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。

ア	所有者	返付	使用者	軽自動車税
イ	使用者	交付	所有者	自動車重量税
ウ	所有者	交付	使用者	自動車重量税
エ	使用者	返付	所有者	軽自動車税

10. 何人も、法第58条第1項の規定により有効な【 】の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【 】、装置の【 】又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が【 】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

ア 登録事項通知書	改造	備え付け	保安基準
イ 登録事項通知書	整備	取付け	審査事務規程
ウ 自動車検査証	改造	取付け	保安基準
エ 自動車検査証	整備	備え付け	審査事務規程

11. 法第3条に規定する軽自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力は下表（道路運送車両法施行規則別表第1（抜粋））のとおりである。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が【 】リットル以下のものに限る。）	3.40 メートル 以下	【 】 メートル 以下	【 】 メートル 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が【 】リットル以下のものに限る。）	2.50 メートル 以下	1.30 メートル 以下	2.00 メートル 以下

ア	0.660	1.49	2.50	0.125
イ	0.990	1.48	2.50	0.250
ウ	0.660	1.48	2.00	0.250
エ	0.990	1.49	2.00	0.125

12. 法第49条第2項の分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 原動機を【 】て行う自動車の整備又は改造
 - 二 【 】のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを【 】て行う自動車の整備又は改造
 - 三 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを【 】て行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
 - 四 【 】のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを【 】て行う自動車の整備又は改造
 - 五 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを【 】、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを【 】て行う自動車の整備又は改造
 - 六 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を【 】て行う自動車の整備又は改造
 - 七 けん引自動車又は被けん引自動車の【 】（トレーラ・ヒッチ及びボール・カブラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造

ア	取り外し	動力伝達装置	かじ取り機能	牽引機構
イ	脱着し	動力連結装置	かじ取り装置	牽引機構
ウ	取り外し	動力伝達装置	かじ取り装置	連結装置
エ	脱着し	動力連結装置	かじ取り機能	連結装置

13. 法第36条（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中臨時運行許可番号標に記載された【 】が判読できるように、臨時運行許可番号標を自動車の【 】の【 】位置に確実に取り付けることによって行うものとする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、【 】の臨時運行許可番号標を省略することができる。

ア	数字	前面又は後面	見やすい	前面
イ	番号	前面及び後面	取付やすい	前面又は後面
ウ	数字	前面又は後面	取付やすい	前面又は後面
エ	番号	前面及び後面	見やすい	前面

14. 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第54条の2第1項の規定により必要な整備を行うべきことを【 】自動車滅失し、【 】し（整備又は改造のために【 】する場合を除く。）若しくは自動車の【 】したとき又は当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったときは、当該【 】を取り消すことができる。

ア	命じた	解体	用途を廃止	命令
イ	指示した	修理	運行を中止	命令
ウ	命じた	修理	運行を中止	通告
エ	指示した	解体	用途を廃止	通告

15. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を【 】又は当該自動車検査証に有効期間を【 】とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の【 】から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する【 】とする。

ア	交付する日	記入する日	一月前	日の翌日
イ	交付する日	追記した日	一月前	日の前日
ウ	返納した日	追記した日	45日前	日の翌日
エ	返納した日	記入する日	45日前	日の前日

問題 2 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に規定されている道路運送車両の点検及び整備に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を下枠から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

- 1．自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように【 】しなければならない。
- 2．自動車の使用者は、自動車の【 】、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。
- 3．自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車の備え置き、当該自動車について法第 48 条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 点検の年月日
 - 二 点検の結果
 - 三 整備の概要
 - 四 【 】を完了した年月日
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 4．地方運輸局長は、自動車の使用者が法第 54 条第 1 項の規定（整備命令等）による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車の【 】を停止することができる。
- 5．地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の【 】その他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。
- 6．法第 55 条第 1 項の自動車整備士の技能検定は、申請者が保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有するかどうかを学科試験及び【 】により判定することによって行う。

7. 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする【 】を作成し、これを公表するものとする。

- 一 法第47条の2第1項及び第2項(日常点検整備)並びに第48条第1項(定期点検整備)の規定による点検の実施の方法
- 二 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法
- 三 前2号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項

8. 自動車点検基準別表第1において、事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検では、【 】において異状が認められた箇所を点検し、当該箇所に異状がないことを点検することが示されている。

9. 国土交通省告示「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のディスク・ホイールを取付けた後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後に規定トルクでホイール・ナットを締め付けることについては、【 】km走行後が最も望ましいとされている。

10. 法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項(点検整備記録簿の記載事項)は、次のとおりとする。

- 一 登録自動車にあっては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
- 二 点検又は分解整備時の【 】
- 三 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所(点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあっては、その者の氏名又は名称)

ア. 維持	イ. 運行	ウ. 運送時	エ. 管理	オ. 交換部品
カ. 使用	キ. 使用年数	ク. 実技試験	ケ. 実施要領	
コ. 取付又は取り外し	サ. 手引	シ. 譲渡	ス. 整備	
セ. 総走行距離	ソ. 走行距離	タ. 点検	チ. 備え付け	
ツ. 養成講座終了の有無	テ. 5 ~ 10	ト. 10 ~ 15		
ナ. 50 ~ 100				

問題 3 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令又は通達等に規定されている自動車の整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれの枠内から選び、その記号を記入しなさい。

1. 自動車分解整備事業を經營しようとする者は、自動車分解整備事業の【 】及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。また、自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の【 】を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

ア．区別 イ．類別 ウ．条件 エ．種類 オ．種別

2. 自動車分解整備事業者は、【 】を行う場合においては、当該自動車の【 】に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

ア．定期点検 イ．分解整備 ウ．点検整備 エ．車検 オ．検査

3. 法第 80 条第 1 項第 1 号に規定する自動車分解整備事業の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- 一 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、別表第 4 に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。
- 二 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。
- 三 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- 四 事業場は、別表第 5 に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
- 五 事業場には、【 】の分解整備に従事する従業員を有すること。
- 六 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも 1 人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号において同じ。)に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を 4 で除して得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 とする。)以上であること。

ア．1 人 イ．2 人以上 ウ．3 人以上 エ．4 人以上
オ．5 人以上

4．自動車分解整備事業者は、法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場において、当該作業に係る【 】を依頼者の見やすいように掲示しなければならない。

ア．作業要領 イ．点数表 ウ．作業時間 エ．料金 オ．交換部品

5．地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条第1項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び【 】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

ア．車両置場 イ．管理組織 ウ．資金 エ．資本 オ．屋内作業場

6．地方運輸局長は、法第94条の2第1項の設備、技術及び【 】が同項に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該指定自動車整備事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

ア．車両置場 イ．管理組織 ウ．資金 エ．資本 オ．屋内作業場

7．自動車検査員その他第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【 】に従事する職員とみなす。

ア．公務 イ．公共の福祉 ウ．組合 エ．整備振興会 オ．会社

8．優良自動車整備事業者の認定を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 受けようとする認定の種類
- 四 実施している整備作業の範囲
- 五 事業場管理責任者の氏名及び略歴
- 六 【 】の氏名及び略歴
- 七 工員の構成及びその技能程度

ア．全工員 イ．整備主任者 ウ．自動車検査員 エ．工場長
オ．主任技術者

9. 法第94条の2の規程に基づき指定自動車整備事業の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 法第94条の2第2項において準用する法第78条第2項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けようとする者にあつては、その内容
- 四 認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに法第78条第2項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容
- 五 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、その種類及び認定番号
- 六 優良自動車整備事業者の認定を受けていない者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 実施している整備作業の範囲
 - ロ 事業場管理責任者の氏名及び略歴
 - ハ 【 】の氏名及び略歴
 - ニ 工員の構成及びその技能程度

ア．全工員 イ．整備主任者 ウ．自動車検査員 エ．工場長 オ．主任技術者
--

10. 法第94条の2第1項に規定する指定自動車整備事業者の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 法第94条の5第4項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。
- 二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチにそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみ限定されている場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。
 - イ ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト
 - ロ ブレーキ・テスト
 - ハ 前照灯試験機
 - ニ 音量計
 - ホ 速度計試験機
 - へ 一酸化炭素測定器
 - ト 炭化水素測定器
 - チ 【 】

ア．黒煙測定器又はオパシメーター イ．黒煙測定器及びオパシメーター ウ．PM測定器 エ．粒子状物質測定器 オ．Nox・PM測定器
--

1 1 . 法第 9 4 条の 4 第 3 項の規定による自動車検査員の選任届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 【 】の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地
- 三 自動車検査員の氏名及び生年月日
- 四 法第 9 4 条の 4 第 2 項ただし書の規定により他の事業場の自動車検査員を届出に係る事業場の自動車検査員として選任しようとする場合にあっては、当該他の事業場の名称及び所在地

ア . 整備主任者 イ . 他の自動車検査員 ウ . 届出者 エ . 代理申請人
オ . 事業場管理責任者

1 2 . 法第 9 4 条の 5 第 1 項及び法第 9 4 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づく自動車検査員の保安基準に適合する旨の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【 】することにより行う。

ア . 記名 イ . 押印 ウ . 記名し、及び押印 エ . 記名し、又は押印
オ . 記名し、若しくは押印

1 3 . 法第 9 4 条の 6 第 1 項第 5 号に規定する指定整備記録簿の記載事項のうち、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【 】とする。

ア . 交付年月日 イ . 購入年月日 ウ . 残枚数 エ . 累計発行枚数
オ . 番号

1 4 . 【 】は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。

ア . 指定自動車整備事業者 イ . 事業場管理責任者 ウ . 統括管理責任者
エ . 工場長 オ . 整備主任者

1 5 . 道路運送車両法第 9 4 条の 5 第 1 項の規定により、指定自動車整備事業者に保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者は、当該指定自動車整備事業者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を【 】しなければならない。

ア . 引き渡し イ . 発行 ウ . 提出 エ . 提示 オ . 届出

16. 指定自動車整備事業における対象自動車の【 】の指定は、当該自動車分解整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の【 】の範囲内であること。

ア. 種類 イ. 条件 ウ. 車両重量 エ. 軸重 オ. 用途

17. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「自動車検査独立行政法人法」(平成11年12月22日法第218号)第12条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び【 】についての確認を行うこと。

ア. 封印 イ. 番号標の取付位置 ウ. 番号標の視認性 オ. 検査標章
オ. 車体表示

18. 指定自動車整備事業規則第11条の規程に基づく自動車検査用機械器具の変更に係る届出書の添付書類の一つとしてとして、変更した自動車検査用機械器具の【 】、型式、能力、数を記載した書面を提出すること。

ア. 制作者名 イ. 通称名 ウ. 名称 エ. 認定番号 オ. 製造番号

19. 法第94条の2に基づく指定自動車整備事業の指定に係る設備(自動車の検査の設備を除く。)、技術及び管理組織のうち、当該事業場の保有する工員の数は【 】であること。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上であること。

ア. 4人以下 イ. 4人 ウ. 4人以上 エ. 5人 オ. 5人以下

20. 現に指定自動車整備事業を営んでいない自動車分解整備事業者が、新たに指定自動車整備事業の指定を受けようとする場合、自動車検査の実績における月平均の持込台数(持込総数/期間(月))が基準以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の【 】であること。

ア. 3%以下 イ. 3%以上 ウ. 1/3以下 エ. 1/30以下
オ. 30%

問題 4 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に基づく通達に規定されている指定自動車整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を記入しなさい。

1. 指定自動車整備事業規則第12条第1項の規定に基づく自動車検査用機械器具について、備え付けの日（平成24年2月9日）に校正を実施した場合、校正の有効期間の満了する日は【 】となる。
2. 自動車検査証の有効期間の満了日が平成24年2月9日であって、新たに締結した自動車損害賠償責任保険の保険期間が平成25年2月10日までとなっている自家用貨物自動車の継続検査において、自動車検査員が平成24年2月8日に完成検査を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証を平成24年2月9日に交付する場合、当該保安基準適合証の最終の検査申請日は【 】である。
3. 自動車検査員は、法第94条の5第2項の検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が同一であることを確認するが、この場合において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が【 】km以下のものは同一であるとみなすものとする。
4. 自動車検査員が完成検査の確認時において、関係通達に基づき保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に、総走行距離を記載する場合、【 】km単位以下の数値は「00km」として記載するものとする。
5. 自動車検査員が、平成11年8月31日に登録された自動車について、**すれ違い用前照灯（カットオフ有り）の検査**を行ったところ下左のとおりであった。この結果を関係通達に規定する記載要領に従って下右の記録簿に正確に記入（字句の記入、及び該当箇所に をつける等）しなさい。なお、該当しない箇所は斜線としなさい。また、この結果による検査の適否を判定して「検査結果」欄の該当する方に をつけなさい。

		前 照 灯	
		右	左
取付高さ	7 5 cm	7 5 cm	
光軸	下 3 cm 左 5 cm	下 4 cm 右 2 0 cm	
光度	8 2 0 0 c d	8 4 0 0 c d	

		右	左
取付高さ		cm	cm
光軸		下 左・右 cm	下 左・右 cm
光度		主 × 1 0 0 c d	主 × 1 0 0 c d
		副 × 1 0 0 c d	副 × 1 0 0 c d

検査結果	適 ・ 否
------	-------

答案用紙（基礎法令・整備関係法令）

受講 番号		氏 名 生年月日	昭・平 年 月 日						

問題 1 適切な記号を記入しなさい。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
イ	イ	イ	エ	ア	イ	イ	イ	エ	ウ

11	12	13	14	15
ウ	ウ	エ	ア	ア

問題 2 適切な記号を記入しなさい。

ア	ソ	ス	カ	コ	ク	サ	イ	ナ	セ

問題 3 適切な記号を記入しなさい。

エ	イ	イ	エ	イ	イ	ア	オ	オ	ア

ウ	ウ	オ	ア	エ	ア	オ	ウ	ウ	ア

問題 4 適切な字句を記入しなさい。

平成 25年 2月 8日

平成 24年 2月 10日

200	10
-----	----

前照灯		
	右	左
取付高さ	すれ違い灯 75 cm	75 cm
光軸	下 3 cm	下 4 cm
	左・右 5 cm	左・右 20 cm
光度	主 × 100 cd	主 × 100 cd
	副 × 100 82 cd	副 × 100 84 cd

検査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否
------	---

この欄には、何も記入しないで下さい。

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	合計